

教育訓練給付金をご利用の方へ

「特定一般教育訓練給付制度」の利用により、介護支援専門員法定研修受講料の一部の支給が受けられる場合があります。詳しくは別紙「特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」のご案内」をご覧ください。

(1)「特定一般教育訓練給付制度」を利用するためには、受講開始の2週間前までに、お住まいを管轄するハローワークで「訓練前キャリアコンサルティング、受給資格確認」の手続きが必要となります。添付の「特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」のご案内」7ページをご確認ください。あわせて(2)の支給要件照会も行ってください。

(2) 支給要件照会

添付の「特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」のご案内」11ページをご確認ください。

特定一般教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における受給資格の有無等をハローワークへ照会できます。

トラブル防止のため照会の手続きをしていただき、ハローワークから「教育訓練給付金支給要件回答書」を受け取りましたら、回答書のコピーを青森県高齢福祉保険課あて電子メール、FAX 又は郵送により提出してください。

※詳細につきましては、添付の「特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」のご案内」をご確認いただくか、又はお住まいを管轄するハローワークへお問い合わせください。